

## 北里大学保健衛生専門学院懲戒に関する細則

平成20年10月 9日 制定

平成25年 3月22日 改正

平成26年 2月18日 改正

### (趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第28条第4項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院学生の懲戒に関して必要な事項を定めるものとする。

2 北里大学保健衛生専門学院における懲戒については、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第11条及び学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第26条のほか、この細則の定めによる。

### (定義)

第2条 懲戒とは、不正及び不当な行為に対して、教育上の必要と認められる範囲で罰することをいう。

### (懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 学則第10条に基づく試験における不正行為
- (2) 重大な反社会的行為
- (3) 人権を不当に侵害する行為
- (4) その他本学院の学生の本分に著しく反する行為

### (懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、次のとおりとし、学院長がこれを行う。

- (1) 厳重注意 口頭により注意を与え、戒めること。
- (2) 訓告 文書により注意を与え、戒めること。
- (3) 停学 一定期間（無期又は有期）の登校を停止すること。
- (4) 退学 学生の身分を失うこと。

### (退学の事由)

第5条 学校教育法施行規則第26条第3項に基づき、次の各号の一に該当した場合、前条第4号に規定する退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学院の秩序を乱し、その他本学院の学生としての本分に反した者

### (通知書の交付)

第6条 学院長は、懲戒処分を決定した場合は、処分理由及び懲戒の種類を記載した通知書を作成し、当該学生と保証人に交付する。

2 前項の通知書の交付日は、懲戒処分の決定日とする。

(停学の解除)

第7条 学院長は、第4条第3項の停学のうち、無期停学の処分を受けた者について、本人の改悛の情が顕著であるなど停学の解除が妥当であると認めるときは、これを解除することができる。

(事実関係の調査)

第8条 学生の懲戒の対象となり得る行為があったと認められるときは、当該行為を行った学生が所属する学科(学科がまたがる場合を含む。)は、その事実関係を調査の上、調査報告書を作成し、学院長に報告する。

2 学院長は、前項の調査報告書の内容を精査し、必要に応じて、調査報告書を作成した関係者から事情を聴取することができる。

(調査委員会)

第9条 学院長は、前条により、当該行為が懲戒案件に該当すると判断した場合、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、諮問する。

2 前項の委員会の構成員は、副学院長、学科長及び事務長とする。

3 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 懲戒事由に該当する事実の存否及び内容

(2) 懲戒を行うことの当否

(3) 懲戒処分内容及びこれに対する意見

(4) その他懲戒に係る必要事項

4 委員会は、前項の審議に際し、当該学生を出席させ、事情聴取を行うとともに、本人に対し、十分弁明の機会を与える。ただし、当該学生が出席を拒んだとき、又は事情聴取が不可能なときは、この限りでない。

5 委員会は、第3項の審議結果を答申書として、学院長に提出する。

6 委員会は、前項の答申をもって、当該懲戒に関する任務を終了する。

7 委員会に出席した者は、委員会の議事内容について守秘義務を負う。

(懲戒処分の決定)

第10条 学院長は、委員会からの答申を受け、教師会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(再審査)

第11条 懲戒処分後に懲戒事由と異なる事実が判明した場合、学院長は、委員会に当該懲戒について再審理を諮問しなければならない。

(試験における不正行為)

第12条 第3条第1号に規定する試験において不正行為を行ったと判断された場合は、当該学生を懲戒処分とする。

2 不正行為の処分対象者は、処分決定まで自宅謹慎とする。

- 3 懲戒処分の内容は、第 10 条の規定に基づく決定による。
- 4 第 1 項の試験における不正行為とは、次に定めるとおりとする。
- (1) 他人の身代わりとなって受験し、又は他人を自己の身代わりとして受験させること。
  - (2) 他人と答案用紙を交換すること。
  - (3) 不正使用の目的をもって作成された文書等を試験教室に持ち込むこと。
  - (4) 他人の答案を筆写し、又は筆写させること。
  - (5) 机等に施した不正の書き込みを参照すること。
  - (6) 他人との間で資料の貸与又は借用を行うこと。
  - (7) 私語・動作等によって不正な連絡を行うこと。
  - (8) 携帯電話などの情報端末を身の回りに置くこと。
  - (9) 教科書、参考書、辞書、ノートを参照すること（持込可の場合を除く）。
  - (10) 電卓、電子手帳、計算・辞書機能など時刻表示以外の機能の付いた時計を身の回りに置くこと（持込可の場合を除く）。
  - (11) その他上記に類する不正を目的に行った行為
- 5 前項の行為は、いずれも未遂を含むものとする。

（試験の不正行為による処分の公表）

第 13 条 試験による不正行為で懲戒処分を受けた場合、第 6 条の規定による通知のほか、掲示により公表する。ただし、個人が識別されない内容のものを基本とする。

（人権を不当に侵害する行為）

第 14 条 人権を不当に侵害する行為については、学校法人北里研究所人権侵害（ハラスメント）防止のためのガイドライン（指針）等に準じて取り扱うものとする。

（細則の改廃）

第 15 条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 18 日から施行する。